

令和8年度第1回
四国中央市部活動地域展開
検討委員会



四国中央市教育委員会
令和8年6月24日（水）19：00～
伊予三島運動公園体育館 大会議室

会 次 第

1. 開会

2. 開会のあいさつ

四国中央市教育委員会教育長 河村 英茂

3. 自己紹介

4. 委員長・副委員長 選出

委員長 _____

副委員長 _____

5. 報告

- | | | |
|--------------------------|-------|---|
| (1) これまでの検討委員会での協議事項について | | 1 |
| (2) 地域クラブ活動の認定制度について | | 2 |

6. 議事

- | | | |
|-----------------------------------|-------|----|
| (1) 本委員会のスローガンについて | | 4 |
| (2) 「四国中央市部活動地域展開推進計画」(仮称)の策定について | | 5 |
| (3) 今後のスケジュールについて | | 11 |

7. 意見交換

8. 事務連絡

閉 会

5. 報告

(1) これまでの部活動地域移行検討委員会での協議事項について

※名称について…「地域移行」から「地域展開」に変更

学校の部活動をなくすのではなく、学校と地域社会が連携・協働して
子どもの活動を支援するという意識づけのため

「令和5年度」 R 6. 1. 10 (水)	四国中央市部活動地域移行検討委員会 【報告】 ・部活動地域移行の概要説明及び国や県の動向 ・四国中央市における部活動及びスポーツ団体の現状 ・四国中央市のこれまでの取組と今後の方向性 ・部活動（中学校）に関する教職員アンケート結果
「令和6年度」 R 7. 2. 17 (月)	四国中央市部活動地域移行検討委員会 【議事】 ・愛媛県内各市町の事例紹介 ・休日の部活動地域移行に係る現状把握調査について ・今後のスケジュールについて
R 7. 3月	「休日の部活動地域移行に係る現状調査」実施
「令和7年度」 R 7. 11. 27 (木)	四国中央市部活動地域移行検討委員会 【報告】 ・「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 最終とりまとめ ・部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究 協力者会議 ・「休日の部活動地域移行に係る現状把握調査」結果報告 【議事】 ・今後の四国中央市の動きについて 令和9年度中に四国中央市部活動地域展開推進計画の策定を 目指すため、令和8年度では、市内部活動や競技団体の関係者か らヒアリング調査の実施や受け皿の把握・整理、受益者負担及び 支援体制の検討を行っていく必要がある



地域クラブ活動に関する認定制度



地域クラブ活動に関する認定制度

1 趣旨

- 部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、国が示す認定要件及び認定手続等に基づき、市区町村等において認定を行う仕組みを構築します。
- 認定された活動については、「認定地域クラブ活動」と呼称します。

2 認定要件

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- ② 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

※各認定要件を満たしているか否かについては、市区町村等が具体的な確認事項を踏まえて判断します。

➔ 具体的な確認事項はp.14

3 認定制度の構築手順（イメージ）

① 推進計画等の策定

- 平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整した上で、部活動の地域展開の方針を示します。
- 地域の実情（生徒数、ニーズ、施設状況等）を踏まえ、認定するクラブ数や競技種目等を定めるとともに、各地域クラブ活動の参加対象となる生徒の居住する対象区域（エリア）を定めます。

| 対象区域の設定に当たり考慮すべき観点

- 地域の子供たちは地域で育てるという意識の下で地域の関係者が連携して活動を支えること
- 生徒の在籍する中学校等との連携を図ること
- 活動場所への移動に過度な負担が生じないよう配慮すること
- 競技種目等に応じて過多・過少な人数とならないよう適切な参加人数規模にすること

⇒ 中学校区単位で加入する地域クラブ活動が明確になるように設定することが考えられる。

| 対象区域設定の例

- 中学校区ごとに十分な参加人数が見込める競技種目 ⇒ **単一の中学校区**
- 単一の中学校区では十分な参加者が見込めない競技種目 ⇒ **複数の中学校区**
- 複数の中学校区では十分な参加人数を見込めない場合や生徒のニーズに応じた多種多様な体験の機会を提供する活動 ⇒ **当該市区町村の全域、複数の市区町村**

② 認定制度要綱の制定

「認定制度要綱」において、認定要件、認定要件の具体的な確認事項及び認定手続き等を規定します。

- ➔ 文部科学省において、地域クラブ活動に関する認定制度に係る要綱のひな型を作成しています。地方公共団体におかれては、こちらも御活用の上、関係規程等の整備をお願いします。

部活動改革に関する新たなガイドライン：スポーツ庁

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00025.htm



地域クラブ活動に関する認定制度

認定要件の具体的な確認事項

事項	主な内容
1 活動の目的・理念	<ul style="list-style-type: none"> 学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
2 活動時間・休養日	<ul style="list-style-type: none"> 平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 週2日以上以上の休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
3 参加費等	<ul style="list-style-type: none"> 活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
4 指導体制	<ul style="list-style-type: none"> 暴言・暴力・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） 市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導※ <p>※「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）</p>
5 安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
6 運営体制	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営
7 学校等との連携	<ul style="list-style-type: none"> 活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

その他、地域クラブ活動に関する認定制度の詳細については以下の資料を御参照ください。

「ガイドライン 別冊資料① 地域クラブ活動に関する認定制度」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00025.htm

6. 議事

(1) 本委員会のスローガンについて

《四国中央市部活動地域展開検討委員会スローガン》

(事務局案)

A 「生徒の輝ける場所を 未来へ」

B 「ずっと続く、もっと輝く、地域の部活動」

C 「未来につなげる 部活動改革」

【フォーマット案】

(仮称) 四国中央市部活動地域展開推進計画
(第Ⅰ期)

「 “スローガン” 」
— 副 題 —

令和 年 月

四国中央市

【案】

1 はじめに

これまで学校部活動は、教育課程との関連を図りながら、学校教育の一環として教員の献身的な貢献に支えられ行われてきました。その中で部活動は、スポーツ、文化芸術等の幅広い活動機会を得られるとともに、生徒の自主的、主体的な参加による活動を通じて、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の養成等に資するとともに、自主性の育成にも寄与しており、人間形成の場として大きな役割を担ってきました。

しかし、少子化が進む中でこれまでのような部活動の維持が困難になってきています。本市でも児童生徒数の減少が加速しており、統計的にも更に生徒数が減少する見込みです。そのため、今後は、部活動の廃部や休部、活動の縮小が想定され、生徒たちのやりたい部活動が無くなったり、団体競技においては部員不足で試合に出場することができなくなったりする事態になることが確実で、本市でも今後、これまでのような学校部活動の維持ができないことは明白となっています。また、専門性や本人の意思に関わらず教員が顧問を務めるこれまでの指導体制をそのまま継続することは、教員の労働環境の適正化の観点からも難しくなっています。

そこで、本市では、国や県のガイドライン等を踏まえ、本市の各地域や各学校、各スポーツや文化芸術部の実情に合った部活動の在り方について検討を進め、今後も中学校の部活動が担ってきた、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しみ、豊かな人間性を育む機会を確保する体制づくりを進めるために、ここに「部活動地域展開推進計画」を策定しました。

2 推進計画策定の背景

(1) 国の動向

文部科学省では、急激な少子化の進展等により、従来のような形での部活動の実施が困難となってきた中에서도、将来にわたって子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和5年度から令和7年度までを「改革推進期間」として、部活動の地域クラブ活動への移行等を推進してきました。

令和7年12月には、令和8年度以降の部活動改革の方向性や支援策等の取組方針となる「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和10年度までを「改革実行期間【前期】」として、確実に休日の地域展開等に着手を、令和13年度までを「改革実行期間【後期】」として、休日は原則全ての部活動において地域展開の実現を目指し、平日についても各種課題を解消しつつ、更なる改革を推進していくこととしました。

国が目指す地域クラブ活動の在り方として、「地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することが重要。」としています。

今回のガイドラインでは、これまでの「地域移行」に代わって「地域展開」という言葉が使われるようになっており、その説明の中では、「地域クラブ活動の実施に当たっても、学校施設の活用や、従事を希望する教師などの兼職兼業、学校との情報共有など、学校との連携を図る必要があります、地域展開をした場合にも、学校は地域の一部としてかかわりを持つことになることに留意が必要。」とあります。これまでの「部活動を学校から地域に移す」というイメージから、これまであった部活動の良さを生かしつつ、中学生のスポーツや文化芸術活動を学校もかかわりながら地域で支える形にすることを旨とするという考え方に変更されています。

(2) 県の動向

愛媛県では、令和5年9月、「愛媛県の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針」及び「公立中学校の部活動改革に係る愛媛県推進計画」が策定され、「できるところから できるものから」の合言葉のもと、県と市町がモデル事業などを中心としながら改革を進めてきました。そして、令和7年12月の国の新たな「ガイドライン」策定を受けて、令和8年2月に改定版が策定されました。改定では「「やりたい！」をあきらめない。一オールえひめで挑む子どもの愛顔と成長の居場所づくり」の新しいスローガンのもと、改革実行期間【前期】の目標として「令和10年度末までにすべての学校部活動で休日の地域展開を実現」を掲げました。今後、県と市町の包括な協働体制を図る「えひめ地域クラブ」の立ち上げや、受け皿づくりや指導者確保を加速していくことに力を入れることとしています。

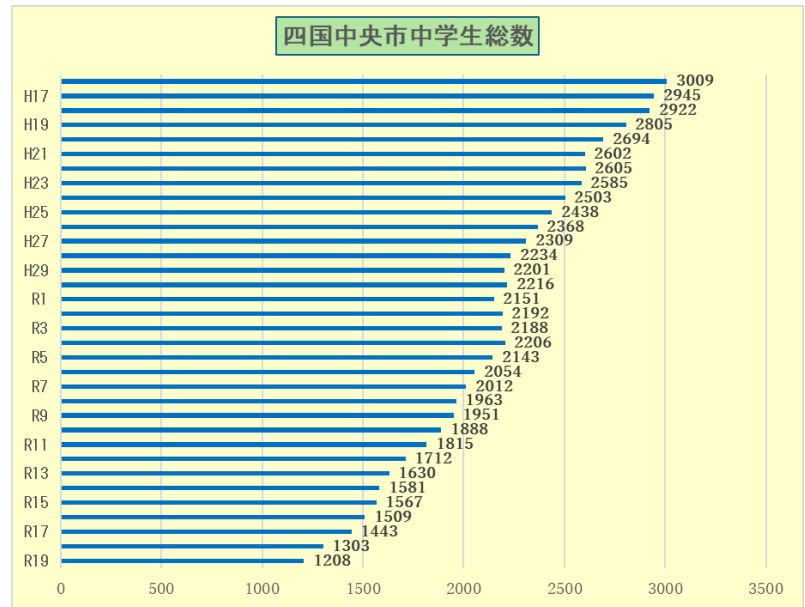
(3) 本市の動き

本市では、令和5年11月に「四国中央市部活動地域移行検討委員会要綱」を策定し、各種スポーツ団体の代表者や校長を含む教職員で構成される「四国中央市部活動地域移行検討委員会」を立ち上げました。令和6年1月を第1回目として、合計3回実施され、先進事例の研究や意見交換を行ってきました。これまでに、教職員対象のアンケート内容の検討や実施、今後のおおまかなスケジュールを決定するなどしてきました。

3 本市の現状

(1) 生徒数の推移

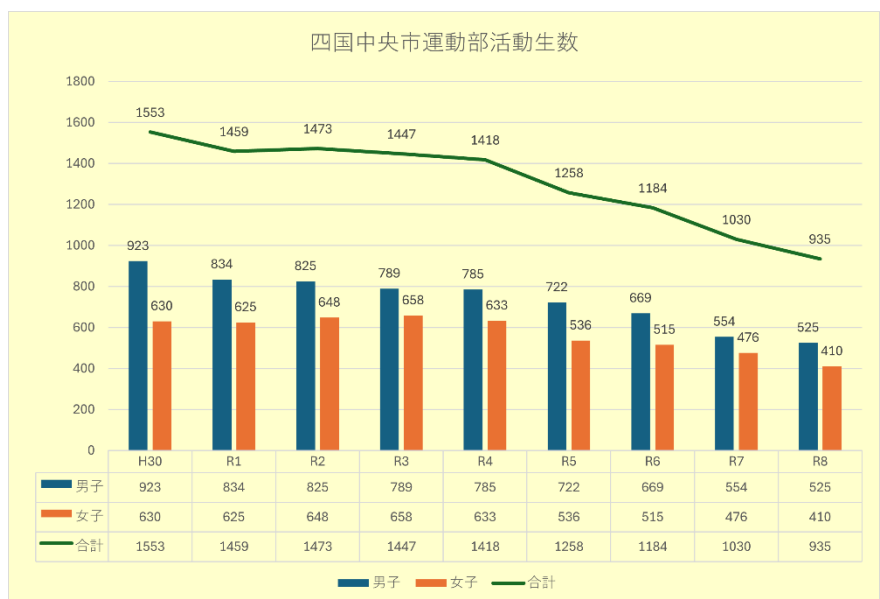
本市にある市立中学校は7校あり、すべての中学校に運動部が、6校に文化部が設置されています。生徒数は平成16年度に3009人であったものが、令和7年には2012人と約3分の2になっています。統計的に予想可能な現在の1歳児が中学校1年になる令和19年度には1208人となり、平成16年の約40%になることが予想されます。少子化によるクラス数の減少に伴って、正規の教員数が減少しており、部活動顧問を担当できる教員も減ってきていると思われる。



【令和9年以降の数値は住民基本台帳による予想】

(2) 運動部活動生の推移

運動部活動生は平成30年には1553名だったものが令和8年度には935名と、およそ60%に減少しています。一方、文化部活動生は令和2年に433名、令和8年に489名と逆に増えています。運動部活動生の減少は、生徒数の減少、地域クラブチーム等の選択肢の広がり、ダンスやeスポーツなどの趣向の多様化、運動部活動を避ける傾向の広がりなど、複合的な要因が影響しているものと思われます。一方、運動部活動数は大きくは減っておらず、結果として一つの部活動における部員数の減少が進行しているものと思われます。



【「運動部活動加入状況調査」による】

4 本市の地域展開について

(1) 本市の方向性

中学校部活動の地域展開に向けた環境整備については「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（文部科学省令和7年12月改訂）を基本的な方針として、これまで部活動が果たしてきた役割を理解し、今ある部活動をできるだけ尊重しながら、本市の現状に合った地域展開を目指します。

生徒たちが主体的に選択し多様な活動に参加できる機会を確保するとともに、教員がその主体性に基づいて地域展開にかかわることのできる労働環境の整備を図りながら、将来にわたって持続可能な活動となるように部活動の地域展開を進めていくこととします。

(2) 本市のこれからの取組

(3) 地域展開のモデル

- ① 地域立ち上げ型地域クラブ

- ② 部活動移行型地域クラブ活動

- ③ 地域展開による合同部活動（【仮称】C-B a s e）

- ④ 単独部活動

(4) 今後の取組

- ① 行政

- ② スポーツ団体

- ③ 学校

移行期の形態

	名称等	適合ケース	主体
部活動由来	単独部活動	単独で活動が可能な部	学校
	地域展開による合同部活動（【仮称】C-Base）	団体競技で適切な練習が難しい部	学校
	部活動移行型地域クラブ	体制が整った部	外部指導者（教員の兼職兼業を含む）
地域由来	地域立ち上げ型地域クラブ	地域に指導者がいる場合	競技団体（協会）
			スポーツ少年団
			保護者
			民間
			有志等その他
	すでにある地域クラブ		

現状



地域展開に係る今後のスケジュール (2026.5)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
国	国の改革推進期間	国の改革実行期間【前期】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 現時点で着手していない地方公共団体においても、確実に休日の地域展開等に着手 ○ 都道府県が広域自治体としてリーダーシップを発揮し、市区町村に対して必要な支援をきめ細かく行うことも重要 ○ 一つの市区町村における対応が困難な場合には、複数の市区町村による広域連携の取組を進めることも重要 			国の改革実行期間【後期】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 休日については、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す ○ 地域の実情を踏まえつつ、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい ○ 平日の改革については、前期において活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を定め、更なる改革を推進 ○ 休日の地域展開とともに、平日もあわせて、できるところから取り組むこと 		
県	県内全ての部活動で休日の地域展開を実現 <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町連絡協議会のスキームを「えひめ地域クラブ」へ移行し、県と市町の協働体制を整備 ○ オールえひめでの「各種取組により、受け皿づくり・指導者確保を加速 ○ 市町の主体的な取組を中心としつつ、広域連携の強みを生かして課題解決を後押し ○ 平日についても、県内市町の先進的な取組をモデルとしつつ、実現可能な活動の在り方を検証 				平日も含め地域クラブ活動の拡充や持続化・安定化に向けた改革を推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 「えひめ地域クラブ」で継続的な課題解決 ○ 取組の進捗状況に応じて支援の在り方を工夫・改善 ○ 平日の改革については国の中間評価等を踏まえつつ、取組を加速 ○ スポーツ・文化芸術活動を通じた地域社会の維持・活性化の視点 		
市	ヒアリング調査及び計画素案の作成 <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内部活動や競技団体の関係者からヒアリング調査を行い、四国中央市部活動地域展開推進計画の素案を作成 	計画策定 <ul style="list-style-type: none"> ○ 四国中央市部活動地域展開推進計画の策定 ○ 受け皿の把握、整理 ○ 受益者負担及び支援体制の検討 		休日の地域展開 <ul style="list-style-type: none"> ○ 休日の地域展開を希望する部活動から、取組を進めていく ○ 課題の把握、対応策の検討 ○ 指導者の育成・研修 			

四国中央市 部活動地域展開 ロードマップ

2026.6

	2026(R8年度)	2027(R9年度)	2028(R10年度)
国	国の改革実行期間【前期】		
愛媛県	県内全ての部活動で休日の地域展開を実現		
学校 ・ 市教育委員会 ・ 検討委員会	部活動	単独部活動 拠点校方式的部活動 (C-Base) 検討	部活動指導員配置等 部活動移行型地域クラブ活動 検討 準備期間・部活動移行型地域クラブ活動 部活動移行型地域クラブ活動
	推進計画立案	推進計画策定	検証・点検・計画見直し
スポーツ 団体協会	検討	準備期間・地域立ち上げ型地域クラブ活動	

	2029(R11年度)	2030(R12年度)	2031(R13年度)
国	国の改革実行期間【後期】		
愛媛県	平日も含め地域クラブ活動の拡充や 持続化・安定化に向けた改革を推進		
学校 ・ 市教育委員会 ・ 検討委員会	検証 検討	休日の地域展開の完了 平日の地域展開の推進	
スポーツ 団体協会			